

# 若桜町デジタル地域通貨 『おにっこPay』説明資料



町民向けカード



来町者向けカード

## 1. 『おにっこPay』とは？

- 若桜町内の加盟店限定で使えるデジタル地域通貨『おにっこPayマネー』と『おにっこPayポイント』です。
- 利用者は、カード（ICチップ又はQRコード）やアプリで決済できます。
- 加盟店は、決済端末（必要に応じてSIMカード及びQRコードPOP）で決済します。
- 電子マネーチャージ額の1%が『プレミアムポイント』として付与されます。  
また、電子マネーで200円（税抜）支払いごとに1ポイントの『お買物ポイント』が付与されます。

電子マネーとポイントの有効期限は下記のとおりです。

電子マネーチャージ・ ポイント付与年度	1年経過	2年経過	3年以上経過→失効
4/1	3/31	猶予期間	

## 2. 加盟店にご負担いただく費用

- 決済端末の導入費用は無償です。（全額町負担。所有者は町で、加盟店に貸与します）
- 決済端末とSIMカード（※1）の利用料は、既存レジ台数を上限として、当該台数分までは無償です。ただし、既存レジ台数を超えて貸与を受ける場合、超過台数分については1台（枚）につき月額550円（税込）です。
- QRコードPOP（※2）の利用料は月額550円（税込）です。
- 販促物（チラシ・ポスター・ステッカー・のぼり旗）の利用料は無償です。
- 決済手数料は電子マネー決済額の1.60%とし、ポイント支払に対しては発生しません。  
なお、原則毎月2回精算（10日・25日）を行います。

※1 SIMカードとは、決済端末の使用に必要な通信を可能とするICカードのことです。Wi-Fiの届く範囲でのみ決済端末を使用する場合は、SIMカードは必須ではありません。

※2 アプリによりおにっこPayカードを利用するためには必要な、QRコードが印刷されたディスプレイのことです。

### 3. Q & A集

No	Q. 質問	A. 回答
1	利用者1人が複数人分のおにっこPayカード（アカウント）を組み合わせて支払いをすることはできますか？	できません。おにっこPayの利用は、1つの取引につき1枚（アカウント）かつ1回のみとします。
2	おにっこPayの支払い金額に上限はありますか？	カードにチャージできる現金は10万円が上限ですので、一度にそれ以上の電子マネーを支払うことはできません。 なお、ポイントはそれとは別に保有・利用することができます。
3	5万円超の決済が生じた場合、印紙についてはどのように対応すればよいでしょうか？	各加盟店のこれまでの運用と同様に対応してください。
4	現金での支払いに対してポイントを付与することはできますか？	できません。電子マネーでの支払いに対してのみポイントを付与します。
5	すでに独自のポイントカードを運用しています。おにっこPayでの支払いに対して、独自のポイントを発行しなければいけませんか？	おにっこPayでの支払いに対して、必ず独自のポイントを付与する必要はありません。各加盟店において負担が大きくならないよう、柔軟に運用してください。
6	一部を電子マネー又はポイントで支払い、残りの代金を現金以外の他の決済サービスで支払うことはできますか？	できません。電子マネー又はポイントで支払い、不足する分については現金のみを認めます。
7	有効期限の近いポイントを優先的に利用することができますか？	ポイント支払いの場合は、有効期限の近いポイントから優先的に利用される仕組みになっています。
8	加盟店と事務局との間の精算はどのように行われますか？	事前に登録いただいた加盟店の口座と、事務局の口座との間で、精算のやり取りを行います。加盟店から請求書を出していただく必要はありません。
9	加盟店と事務局との間の精算はいつ行われますか？	毎月2回行われます。1日～15日の間に利用された電子マネー及びポイントについては、原則同月25日に精算します。16日～月末までに利用された電子マネー及びポイントについては、原則翌月10日に精算します。
10	おにっこPayを利用した全ての支払いに、決済手数料がかかりますか？	電子マネーでの支払いに対してのみ、決済手数料がかかります。ポイントでの支払いに対しては、決済手数料はかかりません。
11	電子マネーはどこでチャージができますか？	加盟店のうちチャージに対応している店舗、又は町内に設置する自動チャージ機でチャージ可能です。
12	全ての加盟店が必ずチャージに対応しなければいけませんか？	必須ではありません。操作に不安のある場合などは、一定期間運用したのちにチャージ対応店舗に変更することができます。 チャージできる加盟店が多いほど、利用者の利便性は高まります。各加盟店において負担が大きくならない範囲で、ご協力ををお願いします。
13	商品購入から数日後に、利用者から返品等の申出があった場合に、加盟店の決済端末で取引を取り消すことができますか？	決済端末からは当該利用者の直近の取引を取り消すことができますが、取り消すまでの間に当該利用者が別の買い物をしていた場合は、決済端末から取り消すことができません。 その場合、①事務局に取引の修正処理を依頼する、又は②現金で一部返金するという選択肢があります。
14	利用者が商品を複数購入した後、1つだけ返品したい場合、加盟店の決済端末で1つだけを取り消すことはできますか？	商品1つだけを取り消すことはできず、当該取引ごと取り消す必要があります。
15	決済金額に間違いがあることが後日判明した場合、利用者に連絡を取ることはできますか？	まずは事務局へご相談ください。必要に応じて役場から利用者本人に連絡します。